

○裾野市総合計画策定協議会設置要綱

平成31年3月22日

告示第54号

(設置)

第1条 裾野市総合計画（以下「総合計画」という。）の策定にあたり、裾野市総合計画に関する規程（昭和57年裾野市訓令第4号）第9条の2の規定に基づき、広く民間有識者等の意見を反映させるため、裾野市総合計画策定協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、総合計画の策定について協議を行い、必要に応じて市長に意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 協議会は、委員35人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市民又は関係団体の代表者
- (2) 民間事業者の代表者
- (3) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命した日の属する年度の末日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長の職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、会長がその会議の議長を務める。ただし、委員の委嘱又は任命後最初に招集される協議会は、市長が招集する。

- 2 会長が必要と認めるときは、委員以外の者に対して、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。
- 3 会議は、原則として公開する。ただし、会議を公開することにより、協議会の目的が達成されないと認められるときは、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

(庶務)

第7条 協議会の職務は、企画部企画政策課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は会長が協議会に諮り定める。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。